

Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン（ハード編）暫定基準

技術仕様

1. アクセスと移動

（１）通路と歩行回遊空間

歩行者用通路の基準

通路

- ・通路については、車いすやハンドル型車いすの利用者を含む高齢者・障がい者、ベビーカーを押す人、更には 2 人並んで歩行する人々が、施設内を移動するのに適切な有効幅員を確保し、利用者に分かりやすい経路を維持することが不可欠である。
- ・歩行者用通路については、車いす利用者を含む高齢者・障がい者が安全に通行できるよう、有効幅員の基準を、設置場所ごとに主要寸法参照表 1 に規定する。
- ・通行量が多い、曲折部がある、または長さが 30m を超える通路は、機動性とすれ違いに必要なスペースについて検討しなければならない。ただし、やむを得ず主要寸法参照表 1 の幅員 1200mm 以上の通路を適用する場合、通行量が多くなっても 50m ごとに車いすの転回する場所を設けなければならない。
- ・尚、幅員 1500mm とは、車いす使用者と歩行者のすれ違いを可能とする幅を指し、幅員 1800mm とは、2 人の車いす使用者がすれ違うための幅を指す。
- ・アクセス可能な通路に勾配がある場合、理想的には 1/20(5%) またはこれよりも緩やかにしなければならない。詳細については、主要寸法参照表 2 に規定する。
- ・さらに、一定の間隔で水平な踊り場を設ける必要がある。踊り場の間隔は勾配による。(主要寸法参照表 3 を参照)
- ・また、少なくとも高低差が 300 mm を超える場合は、手すりが必要である。(主要寸法参照表 4 を参照)
- ・勾配、踊り場、及び手すりの詳細については、後出の傾斜路の項を参照のこと。
- ・上記基準に従ったアクセス可能な通路は、車両乗降ゾーンからアクセス可能な施設の表玄関まで、当該敷地内に少なくとも 1 本設けることとする。
- ・アクセス可能な通路は、できる限り、健常者用の一般主要通路がこれを兼ねるものとし、迂回をできるだけ少なくする。
- ・輸送機関への連絡点と、同じ会場エリア内にある建物、施設及び空間をつなぐアクセス可能な通路が、少なくとも 1 本必要である。
- ・ベストプラクティスは、全ての通路がアクセス可能になっていることである。

つまずきの危険源の除去

- ・ 通路及び歩行回遊空間において、階段・段を設けず、突出物などつまずきの危険源がないことが、どの利用者にとっても重要である。段差等がある場合は、ガイドラインに適合した傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を必ず併設する。
- ・ 杖で感知できないものは、視覚障がい者のみならず、注意が他に向いている人にとっても危険源となる可能性がある。
- ・ アクセス可能な通路には原則突出物を設けないこととするが、やむを得ず上下両端が路面から 650 mm～2100 mm の範囲内にある突出物を設ける場合には、400 mm を超えて連絡通路や廊下なども含めた歩行者専用通路に張り出さないものとする。尚、選手村や大会会場については、100 mm を超えて連絡通路や廊下なども含めた歩行者専用通路に張り出さないこととするのが望ましい。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障がい者が白杖で感知できずに衝突することがないように、高さ 110cm 以上の柵の設置やそれに代わる侵入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。
- ・ 路面の空き高の基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 5 に規定する。
- ・ 休憩スペース、商業施設等、通路に沿ったエリアは、その全長にわたり、当該エリアと通路との間の境目について、段差がないようにしなければならない。

休憩エリア

- ・ 屋外の通路には、休憩用ベンチを主要寸法参照表 6 に規定する間隔で設置する。尚、ベンチには、主通路部とは別に識別できるようにしたところに、背もたれと肘掛付きの座席を設置する必要がある。

交差点

- ・ 交差点における横断勾配に関する基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 7 に規定する。交差点の両側に、アクセス可能な通路を設けるため、必要に応じ、縁石用傾斜路を設ける。尚、当該縁石用傾斜路については、歩道内に設ける。縁石用傾斜路は、必要に応じ設置するものとし、歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、20mm を標準とする。
- ・ 縁石用傾斜路に関する基準は、主要寸法参照表 8 に規定する。

車両乗降ゾーン

- ・ 車両乗降ゾーンは、車いす使用者が車いすに乗ったまま車両から降りるのに十分な広さが必要である。
- ・ 歩道上で車いすに移乗するのは、多くの歩行困難者にとって極めて困難かつ危険である。
- ・ 車両乗降ゾーンは、昇降装置が車両側面にあるものだけでなく、後部に取り付けられて

いるバンにも対応する必要がある。

- ・車両乗降ゾーンに関する基準は、主要寸法参照表 9 に規定する。
- ・乗降ゾーンには、縁石用傾斜路を少なくとも 1 箇所設ける必要がある。

（２）傾斜路

定義

- ・本書の趣旨から、傾斜路とは、建物または高所へのアクセスを容易にするため、階段に代り設置される、またはこれに併設される傾斜面である。
- ・傾斜路は、車いす使用者のみならずベビーカーやカート、またはその他車輪付き器具を押している人の移動を可能にする。
- ・傾斜路には、恒設及び仮設の傾斜路や可搬式のものがある。
- ・縁石の切り下げ部分など、全長 600 mm 未満でかつ高低差 75 mm 未満の斜面は、当該ガイドラインにおいては、傾斜路とは見なされない。

予備知識

- ・できれば、高低差のない円滑なアクセスが望ましい。
- ・高低差をつけざるを得ない場合、その解消法としてまず傾斜路を利用する。
- ・傾斜路により、車いす利用者、ベビーカーを押している人、重量物を運んでいる人の移動が効率的に行えるようになる。

設計要件

- ・傾斜路の勾配の基準については、設置場所ごとに主要寸法参照表 10 に規定する。
- ・主要出入口及び施設の勾配については、主要寸法参照表 11 に規定する。
- ・本章で前述されているアクセス可能な通路の基準に従い、屋外通路・傾斜路面の最大横断勾配は 1/50（2%）（主要寸法参照表（横断勾配）を参照）、傾斜路面の幅員の基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 12 に規定する。

踊り場

- ・踊り場の基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 13 に規定する。
- ・踊り場 1 箇所に通じる傾斜路が複数ある場合、踊り場の幅員は少なくとも、それら傾斜路中の最大幅員と同じ幅にしなければならない。

手すり

- ・300 mm を超える高低差をカバーする傾斜路には、手すりが必要である。
- ・手すりの要件は以下のとおりである。
 - 傾斜路の両側に取り付ける必要がある。ただし、構造上の制約がある場合や、高さ

160mm 以下の傾斜部分については、やむを得ず両側に手すりを取り付けることができない場合には、上記の規定を免除する。

○折れ曲がり形式の傾斜路や、途中で柱型の突出部分がある傾斜路の場合も含め、傾斜路内側の手すりは連続して取り付ける。開口部分にも連続して設置することが望ましい。

- ・傾斜路上下端で手すりがそれ以降連続しない場合について、手すり延長部の長さの基準を設置場所ごとに主要寸法参照表 14 に規定する。尚、手すりの先端部は壁、床または柱に埋め込む等、端部が突出しない構造とする。ただし、消防用設備や構造上の制約がある場合には、利用者の安全を確保する措置を取る前提で、上記の規定を免除する。
- ・上記の規定に従って設置した手すりの上下端延長部が、交差する他の通路に突出して危険源とならないよう、傾斜路は全て他の通路と交差する地点から十分に離して設置することが望ましい。
- ・傾斜路の手すりについての基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 15 に規定する。扉の前等を除き連続して設置することが望ましい。
- ・傾斜路の手すり間の距離についての基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 16 に規定する。
- ・手すりの握り部についての基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 17 に規定する。
- ・手すりは、危険源とならないような設計とすべきである。

その他の要件

- ・全長 60m を超える傾斜路は、できれば昇降装置に変更するのが望ましい。
- ・すなわち、垂直高低差が 3m を超える場合、高低差を解消するには、傾斜路以外の方法が望ましい。

縁石の傾斜路

定義

- ・縁石用傾斜路は、道路から安全かつ効率よく移動する手段である。
- ・縁石用傾斜路の設計においては、道路の路面と縁石傾斜路が円滑に、かつすき間なくつながっているようにしなければならない。

設計要件

- ・縁石用傾斜路の勾配についての基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 18 に規定する。
- ・縁石用傾斜路の水平長さは、2,700 mmを超えないものとする。(主要寸法参照表 19 を参照)
- ・縁石用傾斜路につながっている歩道部分の最大縦断勾配は、1/12 (8.33%) とする。
- ・縁石用傾斜路の最小幅員は 1,000 mmとする。(主要寸法参照表 20 を参照)
- ・縁石用傾斜路には、縁から落ちる歩行者の危険源をなくすため、誘導部を設ける。

- ・視覚障がい者には、縁石用傾斜路が道路と最小勾配で円滑につながっていることが識別しにくい可能性があるため、路面を粗面とする必要がある。
- ・誘導部の最大勾配は 1/10 とする。(主要寸法参照表 21 を参照)
- ・横断歩道に向かう縁石用傾斜路は、歩道等の歩行者専用エリア内に全て収まっているものとする。

(3) 階段

はじめに

- ・階段及び階段室はアクセス可能な通路の一部とは見なされないが、適切な設計によって、身長の高い人、高齢者、子ども及びその他の利用者に安全かつ効率的な道を提供し、施設をインクルーシブな（全てを包み込む）ものにできる。

設計要素

踏み面／踏み板及び蹴上げ

- ・階段の踏み面、蹴上げは、同一階段であれば、その奥行き及び高さは均一としなければならない。路面の形状が一定していないため、らせん状の回り階段は避け、直階段又は折れ曲がり階段とする。
- ・階段の蹴上げ高さの基準については、設置場所ごとに主要寸法参照表 22 に規定する。
- ・階段の踏み面の基準については、設置場所ごとに主要寸法参照表 23 に規定する。
- ・蹴上げは蹴込板を用いて塞ぐ。
- ・蹴込み部分が開いたままの階段は認められない。

段鼻

- ・階段の段鼻と蹴込の基準については、設置場所ごとに主要寸法参照表 24 に規定する。

手すり

- ・手すりは階段の両側に取り付けなければならない。(主要寸法参照表 25 を参照)。ただし、旅客施設において、構造上困難な場合は、上記の規定を免除する。手すりの要件には以下がある。
- ・階段の手すりの握り面の直径の基準については、設置場所ごとに主要寸法参照表 26 に規定する。
- ・柱やその他の建築要素に遮られることなく、手すり全長にわたり握り面が連続するようにする。ただし、消防用設備や構造上の制約がある場合には、上記の規定を免除する。
- ・階段の手すりの壁面からの距離の基準については、設置場所ごとに主要寸法参照表 27 に規定する。
- ・階段の手すりの路面からの高さの基準については、設置場所ごとに主要寸法参照表 28 に

規定する。

- ・階段内側の手すりは連続して取り付ける。踊り場においても連続して手すりを取り付けることが望ましい。ただし、消防用設備や構造上の制約がある場合には、上記の規定を免除する。
- ・階段上下端で手すりがそれ以降連続しない場合について、手すりの上下端延長部の長さの基準については、設置場所ごとに主要寸法参照表 29 に規定する。尚、手すりの先端部は壁、床または柱に埋め込む等、端部が突出しない構造とする。また、手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。ただし、消防用設備や構造上の制約がある場合には、利用者の安全を確保する措置を取る前提で、上記の規定を免除する。

（４）路面、舗装、仕上げ

はじめに

- ・通路の路面から、つまずきの危険源や障害物を取り除く必要がある。

アクセス可能な路面、舗装、仕上げの特徴

- ・圧縮集合材、アスファルト舗装、コンクリート、石（グラニットやテラゾ）更にはタイルなど組織が密でしっかりした表面が、路面材料として最適で、保守も容易である。また路面には、雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。
- ・水や泥がたまらないよう、横断勾配 2% の効果的な排水溝が必要である。また、歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。
- ・アクセス可能な通路に隣接して緑地またはその他の急斜面がある場合、アクセス可能な通路表面と段差なくつなげるか、車いすまたは歩行器具の落ち込みを防止する縁石が必要である。(主要寸法参照表 30 を参照)

（５）家具、カウンター、サービスエリア

待機エリア、行列エリア

- ・目的のいかに関わらず行列エリアは、全ての人々が安全かつ円滑に移動できるようにすべきである。(主要寸法参照表 31 を参照)
- ・行列エリアにおける列あたりの有効幅員は 1,500 mm とする。(主要寸法参照表 32 を参照)
- ・行列エリアの床面は、水平、または傾斜がついていても 1/50 (2%) を超えないようにすべきである。(主要寸法参照表 33 を参照)
- ・予想される行列の長さが 50m を超える場合、または待ち時間がある一定の限度を超える場合、長時間立位を保つのが困難な人にとっては、ベンチが重要である。休憩用ベンチの設置基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 34 に規定する。

（６）入口と出口

はじめに

- ・以下では、だれもが安全かつ適切に敷地、建物または会場に出入りできるようにするために検討すべき、出入口におけるアクセス可能性の重要要素に注目している。

入口の設計

- ・どの入口も、前後に水平部分を設けるなどして、車いす使用者が自立して安全に進入できるところとすべきである。
- ・そのためには、以下が求められている。
- ・日よけ/シェルター、飲み水へのアクセス(主要寸法参照表 35 を参照)
- ・ドア周辺に続く通路については、敷居など障害物がないものとし、通路の幅員については、主要寸法参照表 36 に規定する。

入口の機能

- ・オリンピック大会やパラリンピック大会のようなイベント時の、会場入口の構造的要素には以下のようなものがある。
- ・開門前の待機場所
- ・チケットまたは資格認定のチェックを行う行列または集合場所
- ・これらいずれのエリアも、アクセス可能な適切な幅員やスペースがあり、適切に設計されていることが不可欠である。

アクセス可能な入口についての考慮事項

観客入口

- ・留意すべき事柄には次のものが含まれる。
- ・アクセス可能な降車点は、会場入口のできるだけ近くに配置するのが望ましい。尚、降車地点から会場入口までの移動距離が 500m を超える場合、または経路に急な傾斜路がある場合、歩行能力が限られている人々のために、降車地点と会場入口の間に移動手段を提供する必要がある。
- ・入口への通路には、50m 間隔で休憩用座席と、アクセス可能な入口のごく近くに日よけとシェルターを設置するのが望ましい。休憩用ベンチの設置基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 37 に規定する。
- ・敷地内通路は全て、どのような天候であっても、移動に適した通路であるものとする。
- ・周囲とコントラストをつけた色彩で、最小幅員は 1,500 mm とする。(主要寸法参照表 38 を参照)
- ・行列スペースは、各列とも幅は最低 1,500 mm 確保する。

- ・ 出口への通路は、非常時の避難経路となり、全ての利用者が避難地点まで効率よく移動できることを保証しなければならない。

（７）ドアとドア周辺部

設計要件

- ・ ドア幅に関する基準については、設置場所ごとに主要寸法参照表 39 に規定する。
- ・ 出入口が、それぞれ独立して動く戸板 2 枚で構成されている場合、少なくとも 1 枚は上述の最小有効幅員の要件を満たしているものとする。
- ・ 引き戸の場合、引き手ラッチ部に、500 mm のクリアランスが必要。

ドア周辺の操作スペース

- ・ ドア周辺部には、歩行困難者のために、ドアの前後両方に開閉操作空間と、ドアのラッチ側にクリアランスが必要である。
- ・ スペースの詳細は次表に記載されている。

各種ドアに関する考慮事項

- ・ 個人差があるものの、引き戸は扱いやすく、車いす使用者が利用する際の所要スペースも少なくてすむ。構造上やむを得ない場合以外は開き戸としないことが望ましい。
- ・ 一般的に回転ドアは、歩行が困難な人、視覚障がい者や子どもには不適切である。
- ・ 回転ドアを設置する場合、適切な幅の自動ドアを隣接して設置する。やむを得ない事情により、自動ドアを設置できない場合には、引き戸・開き戸を設置する。

（８）エレベーターとエスカレーター

エレベーター

はじめに

- ・ 垂直昇降装置として適切なものは以下の 3 種類である。
 - エレベーター： 複数階で利用でき、アクセス可能な操作パネルによる完全自動運転
 - 垂直昇降台： 1、2 階相当、または 500 mm 以上の高さに対応する、低層用昇降装置（国土交通省告示第 1413 号第 1 項第 9 号に適合したもので、かごの幅は 700 mm 以上、かごの奥行きは 1200 mm 以上、かごの床面積は十分である（方向転換をする必要がある場合）ものに限る）
 - 階段昇降機： スペースに制約がありエレベーターや昇降台が設置できない既存建物に対応。
- ・ エレベーターは、傾斜路や勾配をつけた通路を設けることができない場合、建物や施設の高低差を解消するのに不可欠である。

- すべてのエレベーターは、国内関係法規に定められた安全に係る技術基準に従って設計・運用され、安全な運転を行う。
- 競技会場や選手村については、必要な数、必要な場所に設置するが、一度に多くの車いす使用者が集中し稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターのかごの大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。
- エレベーターの設置場所については、主要な経路に隣接して設置する。

ドア

- 閉じかけのドアが遮られると閉じる動作を停止し、再度開ける機能を持つ、ドアの障害物検知装置が取り付けられているものとする。
- かご内で利用者がドアの開閉ボタンを押した場合を除き、どの呼び出しでも、ドアが開いた状態は最低 4 秒維持しなければならない。大会会場や選手村においては、車いす利用者対応の主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を設置することが望ましい。戸が開いている時間は 10 秒程度が望ましい。
- かごには、着床時のかごとエレベーターホール床との高低差が許容範囲の±10 mmを超えないように保つものとする。
- エレベータードアの有効幅についての基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 40 に規定する。

かご

- かごの有効寸法についての基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 41 に規定する。
- 公共交通機関では、エレベーターはかごの出入口の戸にガラス等による窓等をもうけることにより、外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス等による窓等を設置できない場合には、かごの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。公共交通機関以外では、緊急事態および犯罪防止のため、エレベーターはかご内部から外部を、またかご外部から内部を視認でき、連絡ができる構造とすることが望ましい。
- かご内の両側面の壁及び正面壁に手すりを設置するが、設置位置等詳細については、主要寸法参照表 42 に規定する。
- 2 階分の低層階用エレベーターについては、車いす利用者がかご内で方向転換する必要のない、(かごの前面と背面に設置した) 2 箇所のドアを用いた貫通型が望ましい。旅客施設内のアクセシブルルート上にあるエレベーターについても、2 階分の低層階用エレベーターに限らず、設置可能な場合は、貫通型を設置することが望ましい。構造上もしくは安全上の理由から、他の方式のエレベーターの設置が困難な場合は、直角二方向出入口型エレベーターを設置する。
- 通り抜けタイプが適切でない場合、混雑時に歩行困難者が方向転換してエレベーターか

ら下りやすくするため、かご内背面に鏡を設置する必要がある。

- ・鏡の高さは床上 400 mm程度から 1,500 mm程度まで、また幅はかご幅いっぱいになければならない。なお、構造上の理由等により、かご幅いっぱいに設置できない場合は、車いす使用者等の円滑な利用に十分な幅を確保する。または正面天井近くに全体を見渡せる鏡等を設置する。

エスカレーター

- ・エスカレーターはアクセス可能な通路とは見なされていない。
- ・したがって、エスカレーターとは別に、昇降装置によるアクセスの手段が必要になる。
- ・介助動物を伴っている人は通常、エスカレーターを利用できない。
- ・また、歩行困難者やバランスに問題のある人の中には、エスカレーターを使いこなせない人もいる。

(9) 非常時の対応策

はじめに

- ・火災でエレベーターが使用できない場合、階段を移動するのが困難な人々が利用できる救援支援エリアが必要である。ただし、公共交通機関の施設は対象外とする。

緊急避難

- ・「緊急避難経路」の役目を果たす通路は、本章で前述したアクセシビリティ基準を満たしたうえ、わかりやすく、かつ最短の経路としなければならない。
- ・屋外の安全なエリアに一番近い脱出口の役目を果たす経路には、出口に移動するためのバリアフリーの通路が含まれていなければならない。

緊急支援エリア（一時待機エリア）

- ・屋外の安全なエリアに一番近い脱出口が、機械的手段を用いなければその役目を果たせなくなる可能性があるときは、避難誘導の妨げとならない位置に必ず救援支援エリアを設けておく。
- ・このようなエリアは、アクセス可能な通路に避難動線と分離して配置し、利用者 1 人あたり最低 850 mm×1,300 mmのスペースを少なくとも 2 箇所設けておくのが望ましい。（主要寸法参照表 43 を参照）
- ・救援支援エリアは、3 階以上の施設内では耐火構造でかつ遮煙されているものとする。

2. アメニティ

(1) 会場の座席

アクセス可能な座席

- ・オリンピック・パラリンピック大会を除き、どのようなスポーツイベントでもアクセス可能な座席の最低要件は、総座席数の 0.50% である。
- ・オリンピック大会及びパラリンピック大会における、アクセス可能な座席の最低要件は、主要寸法参照表 44 に規定する。
- ・この割合は、競技特有のニーズを考慮して、パラリンピック大会の会場によって調整される。
- ・アクセス可能な座席は、劇場、アリーナまたは会場の様々なエリアに組み入れ、複数の選択が可能ながよう配慮する。尚、アクセス可能な座席は通路からアクセスしやすい場所に設置する。アクセス可能な座席は、水平方向及び垂直方向に分散させて設けることが望ましい。尚、垂直方向に分散させる際には、災害時等において、座席から出入口又は避難広場等まで安全かつ円滑に避難できるよう、屋外又は屋内に傾斜路等を設置するなど避難経路を確保するとともに、避難誘導體制の構築に十分に配慮する必要がある。
- ・また、アクセス可能な座席は、様々な販売価格、観覧方向、エリアで提供しなければならない。
- ・また、アクセス可能な座席を配置したそれぞれのエリアを補完するものとして、アクセス可能な男女共用のトイレ、飲食物販売店、グッズ販売店、ラウンジ及びエレベーターを設置するのが望ましい。
- ・観覧エリアについては、小売店、レストラン、続き部屋、支援設備を含む。
- ・このように、車いす利用者をひとつのエリアに集めるのは適切な方法ではない。
- ・歩行困難者にも、他の観客同様、様々なエリアの座席から選べるという選択肢を提供すべきである。
- ・歩行困難者専用のスペースは、水平（最大勾配 2%）についての基準は、主要寸法参照表 45 に規定する。尚、リクライニング式車いすなど 1 席では収まらない車いすでも観戦できるよう、複数の車いす使用者がアクセス可能な座席を柔軟に組み合わせて利用できるよう整備することが望ましい。
- ・同伴者または付加アメニティのスペース 500 mm × 1,300 mm
- ・さらに、転回には後方に最低 1,000 mm 必要であるため、後方の通路を含めた車いす利用者と同伴者座席に必要なスペースは全体で、1,400 mm × 2,300 mm となる。
- ・車いす使用者が、一般席を希望することも想定し、側に車いすを置けるスペースを設置することが望ましい。

同伴者用座席

- ・ 同伴者用座席は、車いすでアクセス可能な座席と同じ割合（前述のとおり 0.5～1.2%）で、車いす用区画の後ではなく、横に準備する。簡単に移動できるいすを用いれば、同伴者は車いす利用者と並んで座ることができ、車いす使用者が 2 人かそれ以上の場合は、車いすを横に並べられるよう、いすを素早く取り去ることも可能である。同伴者が 2 名以上の場合も、前席などすぐ近くの席に座れるように配慮することが望ましい。

付加アメニティ座席

- ・ 付加（エンハンスド）アメニティ座席は、車いすを使用していないが、歩行困難である場合や足腰・長身・横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席を設置する。当該座席は、設置前方と片側のスペースを通常より広く取っている。
- ・ 車いす利用者と同伴者用の座席スペースに加え、会場総座席数の少なくとも 1%の付加アメニティ座席を用意するのが望ましい。
- ・ これら座席についても、様々なエリアに分散させ、エリア内では列の端で、できるだけ階段の上り下りの少ないところに配置するのが望ましい
- ・ 乳幼児連れ、知的障がい・発達障がい・精神障がいを含む障がい者等の利用者が周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室又はスペースを設けることが望ましい。

同等の視線

- ・ 車いす利用者がアクセス可能な座席と前席の床の高さの差は、前席の観客が立ち上がった際にも観覧が可能となるよう、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトライン（可視線）を確保したものとする。
- ・ パラリンピック大会では、上記ルールは、資格認定者グループ用のアクセス可能な座席全てと、パラリンピック大会の最低基準である 1%のアクセス可能座席（プラス 1%の同伴者用座席）に適用される。
- ・ ただし、1%を超えた分のアクセス可能座席と、観戦中に観客が立ち上がる可能性が低い競技で（ルールを適用することにより）他の一般座席への影響が高い場合については、適用免除が検討される可能性がある。
- ・ その場合、アクセス可能な車いす用スペースからの視線は、前列の観客が着席している時の視線と同じになる。
- ・ また、柵、手すりやその他の障害物が、アクセス可能座席利用者の視線を遮らないようにすべきである。利用者の視界を遮らない柵、手すり等の高さについては、800 mm以下と想定することが考えられる。
- ・ あわせて車いすに座った人が後列の観客の視界を遮らないよう配慮することが望ましい。

（２）洗面所

主要原則

- ・施設の種類に関係なく、また滞在時間の長短に係わらず、人々が利用する施設にアクセス可能な洗面所が設置されていなければ、それはアクセス可能な施設とは見なされない。
- ・アクセス可能な洗面所は、男女共用でなければならず、設置場所は男女別の洗面所エリアだけに限らない。

数と割合

- ・男女別のトイレ（便房）の並びに隣接して、男女共用のアクセス可能な設備を設置するのが望ましい。
- ・特にパラリンピック大会の場合、アクセス可能なトイレに対するニーズが高いため、アクセス可能なトイレを付加すべきである。追加するアクセス可能なトイレは、男女別の洗面所の中に設置することも可能である。
- ・設置数等については、主要寸法参照表 46 に規定する。

移動空間

- ・アクセス可能なトイレの有効寸法については、設置場所ごとに主要寸法参照表 47 に規定する。
- ・大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースをとることが望ましい。
- ・洗面所内のトイレ横の移動スペースについての基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 48 に規定する。
- ・アクセス可能なトイレを複数設置する場合は、設備のレイアウトを左右対称にし、便器へのアクセスを右側・左側からのどちらでも選択できるようにすることが望ましい。
- ・アクセス可能なトイレに限らず、男女別のトイレ（便房）の床面には通行の支障となる段差を設けない。

ドア

- ・アクセス可能なトイレと浴室のドアについての基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 49 に規定する。
- ・ドアの開閉方向は、何らかの備品が取り付けられている内部に向かって開く、内開きにはしない。
- ・一般的には、①自動引き戸②手動式引き戸の順で、推奨されている。手動式引き戸は軽い力で開閉できるものとする。尚、トイレ内の扉開閉ボタンを自動式とする場合、扉より 700 mm 以上離し操作ボタンを設置し、壁には出入りの妨げになるものを設置しないこ

とが望ましい。

- ・ドアには、手がうまく使えない人でも扱えるよう、軽く動かして閉まるレバー等を取り付けなければならない。自動扉の場合には、開閉を操作する押しボタン等も含む

洗面台周り

- ・選手村や競技会場の洗面台下のクリアランスは 650 mm程度とするが、旅客施設については、600 mm以上とする。
- ・アクセス可能な共用トイレの場合、便器と洗面台の間の図面上の最小距離は 1,000 mmである。

その他の要件

- ・成人でも利用できる大型ベッド付便房を設置することが望ましい。

(3) シャワー、浴室、更衣室

はじめに

- ・シャワー施設には、各エリアに少なくとも 1 箇所をアクセス可能にしなければならない。

更衣室

- ・これらエリアには、エリアごとに 1 ユニット設置するのではなく、トイレを備えた男女共用のアクセス可能な複合更衣室 1 ユニットの設置してもよい。
- ・ドア幅は最小有効幅の 850 mmとするが、ベストプラクティスは 950 mmで、U 字型レバータイプのハンドルを取り付けるのが望ましい。(主要寸法参照表 50 を参照)

3. 輸送手段

(1) 道路輸送機関

駐車場エリアの要件

- ・ 駐車区画の幅についての基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 51 に規定する。
- ・ 駐車区画の勾配は 1/50 (2%) またはそれ以下。(主要寸法参照表 52 を参照)
- ・ 地下駐車場の天井高についての基準は、設置場所ごとに主要寸法参照表 53 に規定する。